

平成28年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

頁数

1 【議案第107号】

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について 1

2 【議案第112号】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標について 3

《所管事項説明》

- 1 「平成28年版成果レポート（案）」について 別冊
- 2 「三重県民生委員定数条例」の改正について 6
- 3 「三重県動物愛護推進センター条例」の制定について 9
- 4 地域医療構想の策定について 11
- 5 地域医療介護総合確保基金に係る平成28年度事業計画（案）について 12
- 6 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について 14
- 7 国児学園のあり方検討について 18
- 8 平成29年度社会福祉施設等整備方針について 20
- 9 平成27年度社会福祉法人等指導監査の結果等について 34
- 10 各種審議会等の審議状況の報告について 36

《別冊》

- ・（別冊1-1）地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標（案）
- ・（別冊1-2）地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標案（対照表）
- ・（別冊2-1）平成28年版成果レポート（案）第1編〔健康福祉部分抜粋〕
- ・（別冊2-2）平成28年版成果レポート（案）第2編〔健康福祉部分抜粋〕
- ・（別冊3-1）平成28年度医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画（案）
- ・（別冊3-2）平成27年度医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画〈変更〉
- ・（別冊4）三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
～みえ子どもスマイルレポート 平成28年度（2016年度）版～
- ・（別冊5）平成27年度 指導監査等結果報告書

平成28年6月20日

健康福祉部

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府文部科学省厚生労働省告示第2号）」の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（注）における職員配置について職員資格の特例を規定するため、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例」を改正しようとするものです。

（注）認定こども園について

就学前の子どもを保育するとして、認可・認定を受ける施設には、保育所のほかに認定こども園があり、認定こども園には次の4つの類型があります。

認可	幼保連携型認定こども園		保育所と幼稚園の両方の機能を持つとして認可を受ける施設
認定	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	保育所型	認可を受けた保育所が幼稚園機能を持つとして認定を受ける施設
		幼稚園型	認可を受けた幼稚園が保育所機能を持つとして認定を受ける施設
		地方裁量型	保育所機能と幼稚園機能を持つとして認定を受ける施設

2 経緯

○ 保育所等における省令の改正

- 近年、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、国は平成28年2月18日付けで、平成28年4月1日以降当分の間、保育所等における保育士配置の特例的運用が行えるよう、基準の改正を行いました。
- 改正された基準は、地方が「従うべき基準」とされており、県では、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を改正し、平成28年4月1日から施行しました。

○ 認定こども園における省令等の改正

- その後、認定こども園についても、国は平成28年3月31日付けで保育所等と同様の措置が取れるよう、基準の改正を行いました。
- このうち、幼保連携型認定こども園について改正された基準は、地方が「従うべき基準」とされており、県では、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を改正します。

- ・ また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例」において規定していることから、条例を改正し、附則において職員資格に関する特例を規定しようとするものです。
- ・ なお、幼保連携型認定こども園に係る規則改正の施行については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る条例改正の施行に合わせて行う予定です。

3 主な改正内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、次の場合について、当分の間、職員配置に係る職員資格の特例的運用を可能とします。

(1) 朝夕等の園児が少数となる時間帯における職員配置に係る特例

認定こども園の園児の教育及び保育に従事する職員の数は、2人を下回ってはならないとされているところ、朝夕の時間帯に在園する園児の年齢に基づき計算して必要となる職員が1人以下となる場合、職員1人に限り、幼稚園教諭または保育士に代えて、知事が同等の知識および経験を有すると認める者（以下「子育て支援員等」という。）を置くことができるものとする。

(2) 小学校教諭または養護教諭の活用に係る特例

幼稚園教諭または保育士に代えて、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を置くことができるものとする。この場合、補助者であって学級担任になることはできない。

(3) 教育及び保育の実施にあたり必要となる職員配置に係る特例

認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により追加的に職員を確保しなければならない場合、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、幼稚園教諭または保育士に代えて、子育て支援員等を置くことができるものとする。

(4) 上記(2)及び(3)の特例を適用する場合における職員配置

上記(2)及び(3)の特例を適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までとする。

(5) その他

改正された国の基準に合わせて規定を整理します。

4 施行期日

公布の日から施行します。

2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 第二期中期目標について

1 第二期中期目標の策定の理由

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 25 条の規定に基づき、知事は地方独立行政法人三重県立総合医療センター(以下「法人」という。)が5年間において達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める必要がありますが、第一期の中期目標が平成 28 年度末に終期を迎えるため、新たに第二期(平成 29 年度から 33 年度まで)の中期目標を別冊 1-1 のとおり定めるものです。

2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標(案)

(1) 目標策定の基本的な考え方

第二期中期目標の策定にあたっては、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)による第一期中期目標期間中の「業務実績に関する評価結果」をふまえるとともに、急速に変化している医療環境などを念頭に、第二期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映しました。

(2) 目標策定の主な視点

上記(1)の基本的な考え方に基づき、次の視点で策定しました。

ア 地域における役割の強化

内 容	中期目標内の項目名等		別冊 1-1	別冊 1-2
地域医療構想との整合	前文		P. 1	P. 1
	第 3-2	効果的・効率的な業務運営の実現	P. 5	P. 6
	第 5-2	医療機器・施設の整備・修繕	P. 6	P. 7
地域包括ケアシステム	前文		P. 1	P. 1
	第 2-3(1)	地域の医療機関等との連携強化	P. 4	P. 4
高度医療機器の共同利用	第 2-3(1)	地域の医療機関等との連携強化	P. 4	P. 4
計画的な施設整備と修繕	第 5-2	医療機器・施設の整備・修繕	P. 6	P. 7

イ 地域の人々の安心につながる医療の提供

内 容	中期目標内の項目名等		別冊 1-1	別冊 1-2
医療安全対策の推進 (医療事故)	前文		P. 1	P. 1
	第 2-1(2)	医療安全対策の徹底	P. 2	P. 3

新しく導入した施設 (NICU等)の活用	第2-1(1)	診療機能の充実	P.2	P.2
救急医療の充実	第2-1(1)	診療機能の充実	P.2	P.2
患者満足度の向上	第2-1(4)	患者・県民サービスの向上	P.3	P.3
病院機能に応じた認定 看護師の育成	第2-4(2)	資格の取得への支援	P.4	P.5
医療従事者の定着	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
人件費比率等の適正化	第4	財務内容の改善	P.6	P.6

ウ 医療従事者にも魅力ある病院へ

内 容	中期目標内の項目名等		別冊1-1	別冊1-2
研修医の定着	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
看護師確保のための実 習指導者の養成	第2-4(1)	医療人材の確保・定着	P.4	P.5
ワークライフバランス 等に配慮した勤務環境 の向上	第3-4	勤務環境の向上	P.5	P.6
教育機関への講師派遣 等の人的支援	第2-4(3)	医療従事者の育成への貢献	P.4	P.5

3 中期計画の認可

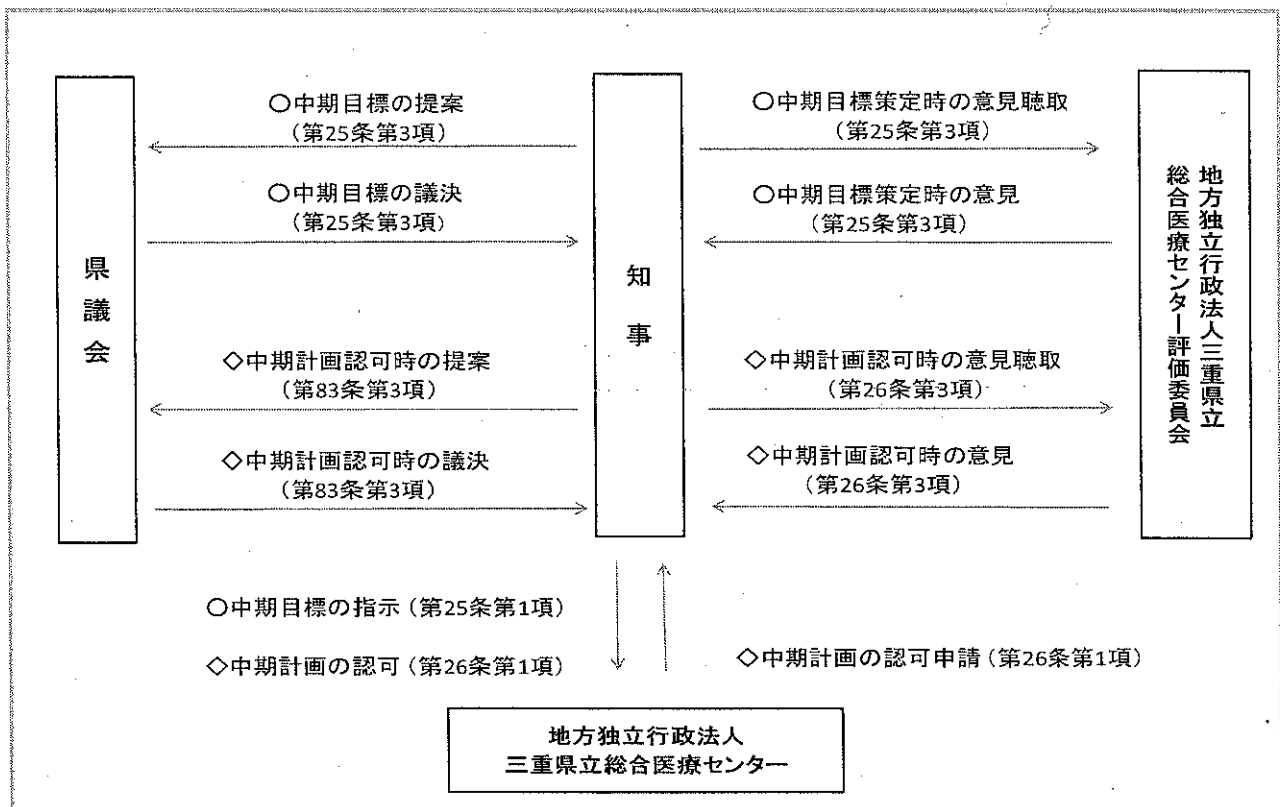
中期目標策定後、知事はこれを法人に指示します。指示を受けた法人は法第26条の規定に基づき、中期目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成し、知事の認可を受ける必要があります。

また、中期計画の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。

4 今後の予定

- 平成28年6月 中期目標の議案提出（議決後、法人に指示）
- 10月 中期計画（中間案）を健康福祉病院常任委員会で説明
- 12月 中期計画（最終案）を健康福祉病院常任委員会で説明
- 平成29年2月 中期計画を議案として提出
- 3月 （議決後、中期計画を知事が認可）

※上記期間において、随時評価委員会からの意見を聴取します。



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 （略）

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 （略）

2 （略）

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 「三重県民生委員定数条例」の改正について

1 改正理由

民生委員の定数については、民生委員法に基づき厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、平成28年11月30日までとなっており、12月に民生委員の一斉改選が行われますが、今回の一斉改選に向けて、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加を理由として、定数増加の要望があったため、当該条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 今後の予定

○民生委員定数条例改正

平成28年	9月	議案提出
	10月	改正条例公布
	11月	関係機関等へ改正条例の周知
	12月	改正条例施行

○民生委員一斉改選事務

平成28年	8月末	市町からの民生委員推薦名簿の受付
	9月	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での資格審査
	9月末	厚生労働省への民生委員名簿の提出
	11月	民生委員の委嘱状・身分証の作成
	12月	委嘱式・退任式（各市町において実施）
平成29年	1月～	新任民生委員研修

別紙

市町ごとの民生委員定数改正案

平成 28 年 5 月 31 日現在

市町名	現定数 (H27. 4. 1~H28. 11. 30)		改正後定数 (案) 任期 (H28. 12. 1~H31. 11. 30)		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	600	44	611	46	11	2
四日市市	592	54	602	55	10	1
伊勢市	302	28	305	28	3	
松阪市	380	27	384	27	4	
桑名市	254	24	254	24		
鈴鹿市	362	33	370	35	8	2
名張市	182	16	186	16	4	
尾鷲市	59	3	59	3		
亀山市	98	9	98	9		
鳥羽市	56	3	56	3		
熊野市	82	4	82	4		
いなべ市	101	8	101	8		
志摩市	140	11	140	11		
伊賀市	300	28	309	32	9	4
木曾岬町	13	2	13	2		
東員町	52	4	52	4		
菰野町	76	5	77	5	1	
朝日町	17	2	17	2		
川越町	26	2	28	2	2	
多気町	40	2	40	2		
明和町	51	3	51	3		
大台町	50	3	50	3		
玉城町	35	2	35	2		
度会町	24	2	29	2	5	
大紀町	41	2	41	2		
南伊勢町	59	3	60	4	1	1
紀北町	70	4	70	4		
御浜町	32	2	32	2		
紀宝町	41	3	41	3		
県 計	4, 135	333	4, 193	343	58	10

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

(参考)

1 国の参酌基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

2 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

3 「三重県動物愛護推進センター条例」の制定について

1 条例の制定理由

動物愛護管理の推進を図るため、県の動物愛護管理の拠点となる「三重県動物愛護推進センター（仮称）」（以下「推進センター」という。）の整備を進めているところですが、平成29年5月に予定している開所に向けて、施設の名称を「三重県動物愛護推進センター」とし、その施設の設置に関する事項等を定める条例を制定します。

2 条例の骨子

本条例は、地方自治法第244条の2第1項、第228条第1項の規定に基づき、公の施設の設置に関する事項および手数料に関する事項を定めるものです。

【主な制定内容】

規定事項	内 容
目的	動物愛護に対する県民の意識の向上及び動物による危害発生の防止を図り、人と動物が安全かつ快適に共生できる社会の実現に寄与する。
名称および位置	・ 名称「三重県動物愛護推進センター」 ・ 位置「津市」
事業	・ 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関すること。 ・ 推進センターに収容した犬及び猫の譲渡に関すること。 ・ 推進センターに収容した犬及び猫の診療に関すること。 ・ 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関すること。 ・ その他、条例の目的を達成するために必要な事業。
手数料の額および徴収方法	推進センターに収容した犬又は猫の譲渡に係る手数料等

3 条例の施行

本条例は、推進センター開所にあわせて施行します。（平成29年5月予定）

4 今後のスケジュール

平成28年9月 議案提出

平成29年5月 条例施行【推進センター開所予定】

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地域医療構想の策定について

1 進捗状況

地域医療構想の策定に向けて、平成 27 年度は、地域医療構想調整会議（県内 8 区域において各 4 回）において、各区域の現状や医療提供体制のあり方について議論を行い、その策定状況を「三重県地域医療構想の策定に向けて」という形で整理しました。これについてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からも意見をいただきました。

また、平成 28 年 4 月には、在宅医療を進める主体となる市町との意見交換会を開催するとともに、5 月には、県内病院の院長を対象とした未稼働病床の取扱いに係る説明会を開催し、医療機能の分化・連携等について意見交換を行ったところです。

2 今後の対応

厚生労働省から提供された 8 つの構想区域ごとの推計ツールに基づく医療需要推計や、医療機関ごとの患者の受入状況に係るデータ等を新たに追加し、地域における医療機能の分化・連携および医療資源の有効活用のあり方について検討を進めてまいります。

引き続き、地域の関係者による丁寧な議論を重ね、地域の特性・実情をふまえた地域医療構想を平成 28 年度中に策定します。

〔今後の予定〕

平成 28 年 7 月 医療需要推計等に基づき地域医療構想調整会議等での検討
(～平成 29 年 2 月)

平成 28 年 7 月 医療（介護）関係者との意見交換会
(～9 月)

平成 28 年 10 月 医療審議会専門部会等（がん、脳卒中、精神、救急、周産期、
(～平成 29 年 2 月) 在宅等)

12 月 県医療審議会による地域医療構想(中間案)の検討
地域医療構想(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明

平成 29 年 1 月 パブリックコメントの実施

3 月 地域医療構想(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明
県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議

5 地域医療介護総合確保基金に係る平成 28 年度事業計画（案）について

1 経緯

平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度が創設され、これを受けて県に地域医療介護総合確保基金（国 2 / 3、県 1 / 3）を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて県計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっています。

平成 28 年度の国予算は、当初予算が平成 27 年度と同額の 1,628 億円（公費ベース。医療分 904 億円、介護分 724 億円）とされるとともに、これに加え、介護離職防止等を図るため、在宅・施設サービスの前倒し・上乘せ整備が可能となるよう、平成 27 年度補正予算として 1,561 億円（公費ベース。全額介護分）の上積みがなされました。

こうした中、県では、昨年度から継続して実施している事業に加え、関係団体、市町等から提案のあった事業を精査し、当制度に係る平成 28 年度事業計画（案）を取りまとめたところです。

また、県計画作成にあたっては、市町や、医療または介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、6 月 14 日に、医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、平成 28 年度事業計画（案）に対する意見聴取を行いました。

2 平成 28 年度事業計画（案）の概要

○事業数：110 本 基金額：29.1 億円

〔	うち医療分	71 本	17.2 億円	以下の①②④の事業	〕
	介護分	40 本	11.9 億円	以下の③⑤の事業	

○主な事業

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
（5 本、2.8 億円）

- ・ 地域圏統合型医療情報データベース構築事業
- ・ 回復期病棟整備事業
- ・ がん診療体制整備事業
- ・ 院内助産所・助産師外来整備事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業（21 本、1.6 億円）

- ・ かかりつけ医機能推進事業
- ・ 認知症ケアの医療介護連携体制構築事業

- ・地域口腔ケアステーション機能充実事業
- ・精神障がい者アウトリーチ体制構築事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（1本（23か所）、10.1億円）
 - ・地域密着型サービス等整備助成事業
 - ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
 - ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業（45本、12.8億円）
 - ・地域医療支援センター運営事業
 - ・産科医等確保支援事業
 - ・医療勤務環境改善支援センター事業
 - ・医療安全体制整備事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（39本、1.8億円）
 - ・地域住民や学校の生徒に対する介護や、介護の仕事の理解促進事業
 - ・介護未経験者に対する研修支援事業
 - ・介護職員キャリアアップ研修支援事業
 - ・認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業
 - ・地域包括ケアシステム構築に資する人材育成事業

○内訳

区分	医療分	介護分	計
平成28年度基金（国当初予算分）	17.2億円	1.5億円	18.7億円
平成27年度基金（国補正予算分）	—	7.9億円	7.9億円
平成26、27年度基金（執行残分）	0.0億円	2.5億円	2.5億円
計	17.2億円	11.9億円	29.1億円

3 今後の予定

平成28年度事業計画（案）を厚生労働省へ提出します。

7月に内示額に基づいて、交付申請するとともに、交付決定後は着実な事業実施に努めていきます。

6 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、三重県子ども条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（以下「みえ子どもスマイルプラン」という。）」の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策に関する実施状況については、施策の基本となる4つの事項（条例第11条）別に整理しました。

また、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、取組を進める「みえ子どもスマイルプラン」（計画期間：平成27年度～31年度）については、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成27年度の取組概要と成果および平成28年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊4 P3）

（1）子どもの権利について学ぶ機会の提供等（第11条第1号）

県庁見学の小学生に対する啓発活動や「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、子ども自身が条例や自分たちの権利について知り、大人との関わりや子どもの人権、命の大切さについて考える機会を提供しました。

（2）子どもが意見表明する機会の設定等（第11条第2号）

インターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」の実施等により、子どもが意見を表明する機会や意見交換の場を提供しました。

（3）子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援（第11条第3号）

全国の専門高校等の高校生が成果と魅力を情報発信する「第25回全国産業教育フェア三重大会」の開催や小学校、企業、行政が連携して取り組む「キッズISO14000プログラム」の実施等により、子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援を行いました。

（4）子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（第11条第4号）

地域の企業や子育て支援団体が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大や活動促進に向けた取組、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営などにより、子どもの育ちを支える人材の育成や環境の整備を図りました。

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況（別冊4 P7）

(1) 取組状況と進展度等（別冊4 P7～9）

平成27年度は、平成26年度に引き続き、三重県経営方針の中で、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により、総合的に判断した結果は別紙のとおりです。

「進んだ」と評価した取組は7項目、「ある程度進んだ」は6項目、「あまり進まなかった」と「進まなかった」は該当ありませんでした。なお、重点的な取組の1つである「子どもの貧困対策」については、平成27年度に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」をふまえ、内容を全面的に改定したことから、進展度の評価は対象外としています。

また、みえ子どもスマイルプラン全体を包含する数値目標として2つ設定している「総合目標」のうち、「合計特殊出生率」については、平成27年が1.51で平成26年より0.06上昇しましたが、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成27年度が53.4%で平成26年度より2.3ポイント低下しました。

(2) 27年度の総括（別冊4 P9）

平成27年度のみえ子どもスマイルプランに基づく少子化対策の取組については、重点的な取組の全体的な進捗状況から、「ある程度進んだ」と考えられますが、2つの総合目標について10年後の目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が現れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、引き続き少子化対策の取組を継続、強化していく必要があります。

3 今後の取組（別冊4 P44）

条例については、今後も、啓発冊子や様々なイベントを活用して、その趣旨を広く啓発するとともに、子どもの権利について学ぶ機会や子どもが意見を表明する機会を確保し、様々な取組に反映していくよう努めます。

また、子どもの気持ちに沿った活動支援の視点を大切にしながら、様々な活動の支援や、人材の育成、環境整備についても、関係団体、企業、市町等と連携を図りながら進めていきます。

さらに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、関係団体、企業、市町等の協力を得ながら、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

スマイルプラン 重点的な取組の進展度、重点目標等一覧

重点的な取組	取組の進展度	判断理由	重点目標	26年度	27年度	達成状況	28年度	31年度
				現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
1 ライフプラン教育の推進	😊 (進んだ)	ライフプラン教育を実施している市町数や学校の割合が目標を達成したことなどから、「進んだ」と評価しました。	ライフプラン教育を実施している市町数	10市町(26年度)	14市町	1.00	20市町	29市町
			県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	38.6%(26年12月末)	45.0%		60.0%	100.0%
2 若者の雇用対策	😊 (進んだ)	ニーズに応じたマッチングが進んだことなどにより、「おしごと広場みえ」利用者の就職率が目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。	「おしごと広場みえ」利用者の就職率	40.3%(25年度)	42.0%	1.00	56.8%	59.0%
3 出逢いの支援	😊 (ある程度進んだ)	出逢いの情報提供数は目標を下回りましたが、結婚支援に取り組む市町数が増加したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。	出逢いの場の情報提供数	10件(26年10月)	125件		0.78	180件
			結婚支援に取り組む市町数	11市町(25年11月)	14市町	1.00		15市町
4 不妊に悩む家族への支援	😊 (進んだ)	当初の目標(男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数)を前倒して達成したことから、「進んだ」と判断しました。	男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数	19市町(26年度)	21市町	1.00	—	29市町
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊 (ある程度進んだ)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数は増加し、切れ目のない支援体制づくりに向けての取組が進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4%(26年度)	99.6%		0.99	99.7%
			妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	22市町(26年度)	24市町	1.00		26市町
			訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	2市町(26年度)	7市町	1.00	7市町	13市町
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	😊 (ある程度進んだ)	重点目標の4項目のうち3項目で目標を達成(残る1項目を含めた達成状況の平均値は0.90)したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	出産1万あたりの産科・産婦人科医師数	96人(24年)	96人以上(26年)	1.00	96人以上(26年)	110人以上(30年)
			小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数	4.2人(24年)	4.2人以上(26年)		1.00	4.2人以上(26年)
			就業助産師数	359人(24年)	403人(26年)	0.96	403人(26年)	491人(30年)
			周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4%(26年度)	100.0%		1.00	100.0%

重点的な取組	取組の進展度	判断理由	重点目標	26年度	27年度	達成状況	28年度	31年度
				現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😊 (ある程度進んだ)	保育所待機児童数は目標を達成できませんでしたが、放課後児童クラブ等に関する目標は達成したほか、低年齢児保育充実のための人材の確保など子育て家庭を支える取組が進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。	保育所の待機児童数(県)	48人(26年4月1日)	48人 98人(27年4月1日)	0.00	73人	0人
			放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合(県)	88.0%(26年5月)	89.0% 90.6%	1.00	91.0%	93.0%
8 男性の育児参画の推進	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、男性の育児参画の機運の醸成が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)	5企業・団体(27年1月)	60企業・団体 79企業・団体	1.00	120企業・団体	300企業・団体
			育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)	4.2%(25年度)	6.0% 6.3%(26年度)	1.00	7.5%(27年度)	14.0%(30年度)
9 子育て期女性の就労に関する支援	😊 (ある程度進んだ)	重点目標については達成できたものの、取組に係る手段の有効性等を見直す必要があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。	学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	0校(26年度)	2校 2校	1.00	4校	10校
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	31.8%(25年度)	37.0% 43.9%	1.00	48.0%	65.0%
11 子どもの貧困対策	(評価の対象外)	平成27年度に「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度～31年度)を策定したところであり、平成27年度の進展度については評価の対象外とします。	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数(新たに27年度に設定した項目)	6市町(26年度)	23市町		24市町	29市町
12 児童虐待の防止	😊 (進んだ)	重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。	児童虐待により死亡した児童数	0人(25年度)	0人 0人(26年度)	1.00	0人	0人
13 社会的養護の推進	😊 (ある程度進んだ)	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合は目標を達成できませんでしたが、家庭的な環境で養育される子どもの割合が増加したこと等から「ある程度進んだ」と判断しました。	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	7.8%(26年12月)	11.1% 8.3%	0.75	12.3%	18.1%
			里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.1%(26年12月)	18.2% 21.0%	1.00	21.2%	21.5%
14 発達支援が必要な子どもへの対応	😊 (進んだ)	重点目標(「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入)を達成したほか、「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の50%以上に導入している市町数についても増加していることから、「進んだ」と判断しました。	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	33.1%	35.0% 40.8%	1.00	50.0%	75.0%

7 国児学園のあり方検討について

1 国児学園について

(1) 設置根拠等

国児学園は、児童福祉法第44条（※1）に規定されている県内唯一の児童自立支援施設です。

児童福祉法施行令第36条（※2）に基づき、都道府県には児童自立支援施設の設置義務があります。

全国には58の施設があり、その内訳は、国立2施設、都道府県立50施設、政令指定都市立4施設、社会福祉法人立2施設です。

(※1) 児童福祉法第44条

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(※2) 児童福祉法施行令第36条

都道府県は、法第35条第2項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

(2) 施設の運営体制

国児学園では、小舎夫婦制を採用しており、各寮10人以下の少人数の児童と職員家族が暮らしをともにしています。寮舎での規律ある家庭的な生活を通じて指導を行っています。

なお、学園内に、津市立栗真小学校および一身田中学校の分校が併設され、義務教育が行われています。

2 これまでの経緯

平成25年に受審した第三者評価において、特に評価が高い点として、「最善の支援をめざし、子ども一人ひとりを大切にしようとする職員の姿が見られた」、「長年にわたり小舎夫婦制を維持し、児童の自立支援に多くの成果をあげている」などが挙げられる一方で、改善が求められる点として、「児童自立支援施設として将来的なあり方が明確になっていない」、「小舎夫婦制は職員の長時間の時間外勤務など大きな負担によって維持されており、また入所児童の個別空間の確保が困難な建物構造など重要な課題が多く、県として将来的なあり方を検討し、人材確保プランや中長期計画を確立すべき」などの厳しい指摘がありました。

これを受けて平成26年度は、国児学園内において将来のあるべき姿について検討がなされ、家庭的養護の観点から小舎制が望ましいこと、学園において人材育成を図りつつ、人材確保のあらゆる手法を検討し実践することなどが確認されました。

平成27年度は、前年度の学園内の検討をふまえ、小舎夫婦制を導入している県外の3施設のベンチマーキングを実施し、入所児童の処遇や施設運営等の聴取を行いました。

その結果、今後の職員体制のあり方や施設の修繕等について検討したいとして国児学園から報告がありました。

3 今後の予定

第三者評価の意見やベンチマーキングの結果などをふまえ、国児学園のあり方検討委員会を立ち上げ、検討を進めていきます。

平成28年	7月	第1回検討委員会
	9月	第2回検討委員会（骨子案）
	10月	健康福祉病院常任委員会（骨子案説明）
	11月	第3回検討委員会（中間案）
	12月	健康福祉病院常任委員会（中間案説明）
平成29年	1月	第4回検討委員会（最終案）
	3月	健康福祉病院常任委員会（最終案説明）

8 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成 29 年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成 29 年度 社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設 救護施設	21
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	22
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	25
・ 少子化対策課所管施設 児童館	29
・ 子育て支援課所管施設 放課後児童クラブ室、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童家庭支援センター	31

平成29年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平 成 2 9 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内 3か所 ・ 定員 計 270名 平成28年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成29年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第6期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表1「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課 題	平成29年度整備方針
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成29年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,698	2,642	2,795	592	8,727	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成28年度整備計画数 (A)	210	100	210	20	540	
平成28年度整備予定数（ショートステイの転換含む）(B)	100	80	90	0	270	
平成29年度への持越分 (C)=(A)-(B)	110	20	120	20	270	
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成29年度整備計画数 (D)	80	140	50	0	270	
平成29年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	190 (50)	160 (40)	170 (50)	20 (0)	540 (140)	

施設種別	圏域	課 題	平成29年度整備方針					
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成29年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情にに応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成29年度整備数に変動する可能性がある。</p>					
現状と整備可能数（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
		既整備数	2,562	1,783	1,980	358	6,683	
		第6期介護保険事業支援計画に基づく平成28年度整備計画数(A)	110	0	110	0	220	
		平成28年度整備予定数(B)	0	0	0	0	0	
		第6期介護保険事業支援計画に基づく平成29年度整備計画数(C)	100	10	30	0	140	
		平成29年度整備可能数(A)-(B)+(C) (うち従来型施設整備可能数)	210 (100)	10 (0)	140 (70)	0 (0)	360 (170)	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。					

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表1) 老人福祉圏域

平成28年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成29年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランをふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- 地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先し、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- 減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- 圏域については、別表2「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成29年度整備方針
共通	—	—	<ol style="list-style-type: none"> 障がい者が重度であっても、地域で安心して生活できる支援体制を整備する必要がある。 施設の耐震化や防火対策を推進する観点から、障害福祉サービス事業所の耐震化やスプリンクラー整備等に対応する必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者、強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先する。 地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所や、児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所を優先する。 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設、消防法施行令等の改正に伴い新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備、著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表2のとおり	別表3のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。また、地域における居住支援の充実を図るため、短期入所を併設する事業所を優先する。 災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表2のとおり	別表3のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、共同生活援助事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。また、地域における居住支援の充実を図るため、短期入所を併設する事業所を優先する。 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。

施設種別	圏域	現状	課題	平成29年度整備方針
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表2のとおり	別表3のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において、安心して暮らすことができるよう、訪問系サービスおよび、計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービス等の施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表2) 障害保健福祉圏域

平成28年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表3) 障害福祉サービス事業所等の現状

			平成29年度									
種類	種類	単位	桑名員 弁	四日市	鈴鹿亀 山	津	松阪多 気	伊勢志 摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	12	28	17	30	22	20	18	4	5	156
	サービス見込量	人	448	818	547	622	551	644	424	133	141	4,328
	サービス量実績	人	409	697	497	622	488	582	384	119	128	3,926
	見込量と実績の差	人	39	121	50	0	63	62	40	14	13	402
就労移行支援	現状	事業所数	2	5	2	6	3	7	5	0	0	30
	サービス見込量	人	29	73	48	49	9	51	45	6	3	313
	サービス量実績	人	24	48	31	33	13	33	25	0	1	208
	見込量と実績の差	人	5	25	17	16	△ 4	18	20	6	2	105
短期入所	現状	事業所数	9	12	9	15	10	9	11	1	2	78
	サービス見込量	人	128	174	95	92	88	133	115	21	12	858
	サービス量実績	人	99	145	102	90	82	93	90	12	7	720
	見込量と実績の差	人	29	29	△ 7	2	6	40	25	9	5	138
児童発達支援	現状	事業所数	4	8	9	15	7	7	3	1	1	55
	サービス見込量	人	89	191	153	110	199	108	66	10	23	949
	サービス量実績	人	18	132	165	166	127	112	69	0	22	811
	見込量と実績の差	人	71	59	△ 12	△ 56	72	△ 4	△ 3	10	1	138
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	12	12	9	26	16	9	11	1	3	99
	サービス見込量	人	211	259	148	229	202	203	190	45	48	1,535
	サービス量実績	人	135	228	115	213	168	158	180	37	47	1,281
	見込量と実績の差	人	76	31	33	16	34	45	10	8	1	254
訪問系サービス												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	56	77	70	96	113	90	64	16	37	619
	サービス見込量	人	309	359	292	393	478	327	269	91	68	2,586
	サービス量実績	人	212	327	237	377	349	309	291	67	51	2,220
	見込量と実績の差	人	97	32	55	16	129	18	△ 22	24	17	366

種類	種類	単位	平成29年度										
			桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計	
相談支援													
計画相談支援	現状	事業所数	16	20	15	32	19	21	10	2	11	146	
	サービス見込量	人	177	374	244	500	386	466	199	46	49	2,441	
	サービス量実績	人	167	253	202	265	233	277	159	53	43	1,652	
	見込量と実績の差	人	10	121	42	235	153	189	40	△7	6	789	
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	3	6	2	8	3	2	1	29	
	サービス見込量	人	10	7	8	12	13	11	11	2	3	77	
	サービス量実績	人	1	1	2	0	1	1	1	0	0	7	
	見込量と実績の差	人	9	6	6	12	12	10	10	2	3	70	
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	3	6	2	8	3	2	1	27	
	サービス見込量	人	9	4	8	23	7	9	3	3	3	69	
	サービス量実績	人	3	3	2	0	5	1	0	0	0	14	
	見込量と実績の差	人	6	1	6	23	2	8	3	3	3	55	
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	15	10	11	19	17	19	5	2	7	105	
	サービス見込量	人	29	57	72	141	100	102	32	4	5	542	
	サービス量実績	人	32	81	66	65	62	57	51	6	6	426	
	見込量と実績の差	人	△3	△24	6	76	38	45	△19	△2	△1	116	

注) 別表3については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成28年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27年度～平成29年度）における平成29年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、平成27年度（平成27年4月～平成28年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

平成29年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成29年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館	<p>児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。</p> <p>耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。</p> <p>児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。</p>	<p>国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。</p> <p>優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を 含むもの</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室のある児童館</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室のない児童館</p> <p>2 児童館の新設</p> <p>(1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するものを優先する。</p> <p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合</p> <p>イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p>
		小型児童館 31館		
		児童センター 14館		
		計 46館 (12市6町) (H28.5.1現在)		

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成29年度整備方針
				(2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するもの ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 3 既存の児童館を拡張する整備 (1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張 4 そのほかの整備

平成29年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課 保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・現在の施設が利用できなくなり、整備が必要となる場合を優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成29年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 338か所 (H27. 5. 1現在) ※H28. 5. 1現在の数値 については、今後調査を行 います。(6月末を目途にとり まとめを予定)	1 放課後子ども総合プラン を推進するために、市町の 福祉部局と教育委員会が連 携を密にして、放課後児童 対策に取り組む必要があ る。 2 小学校児童についての保 育需要があるにもかかわらず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 3 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもあ る。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放 課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等 の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 以下、1, 2は同順位とし、3, 4, 5, 6, の順に優 先順位を付けることとする。 1 小学校の統廃合による整備 2 借家等で実施しているが、使用不能になる場合の整 備 3 地震対策あるいは津波対策等のための整備 4 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど も教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

平成29年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課 要保護児童支援班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成29年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 1施設 民間 11施設 (平成28年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 1施設 民間 2施設 (平成28年4月1日現在)	2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	2 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成28年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成29年度整備方針
児童家庭支援センター	全県	施設数 4施設 公立 1施設 民間 3施設 (平成28年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。

9 平成27年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的实施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 平成27年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援事業所の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は次のとおりです。

○ 平成27年度指導監査等の実施状況

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	89	36(40.5)	36	290
社会福祉施設	914	281(30.7)	266	1,632
介護保険サービス事業所(予防含む)	5,483	206(3.8)	179	991
〃 集団指導	5,483	4,969(91.4)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,436	41(2.9)	31	213
〃 集団指導	1,436	1,298(90.4)	—	—
児童相談所	5	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	9(31.0)	4	4
公益法人	25	7(28.0)	5	8

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが63.5%を占め、役員の構成等の組織運営に関するものが36.2%となっています。社会福祉施設では、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが68.6%、苦情処理窓口や衛生管理等の入所者処遇に関するものが31.4%となっています。

○ 社会福祉法人の指摘項目および件数

組織運営	事業	管理	計
105(36.2%)	1(0.3%)	184(63.5%)	290(100.0%)

○ 社会福祉施設の指摘項目および件数

入所者処遇	施設運営	計
513(31.4%)	1,119(68.6%)	1,632(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、サービス提供などの運営基準等に関するものが88.9%、給付費に関するものが6.5%、介護職員の配置などの人員基準に関するものが2.9%となっています。

○ 介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

		運営基準等	給付費	人員基準	その他	合計
介護保険サービス	介護	511	41	16	9	577
	予防	298	17	11	8	334
障害福祉サービス		187	15	6	2	210
合計 (構成比%)		996 (88.9)	73 (6.5)	33 (2.9)	19 (1.7)	1,121 (100.0)

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不正請求等が確認されました。算定誤りについては、過誤調整等による自主返還を指導し、不正請求等については、行政処分等に伴い返還額の決定等を行いました。

○ 介護給付費等の過誤調整（自主返還）および返還決定額

返還額の決定の内訳	事業所数	自主返還額 返還決定額(円)
介護保険サービス費の算定誤り（自主返還）	14	1,374,321
〃 の行政処分等に伴う返還等	2	102,414
障害福祉サービス費の算定誤り（自主返還）	9	929,213
〃 の行政処分等に伴う返還等	1	4,800,124
合計	26	7,206,072

(注1) 返還額は、平成28年4月末現在までに確定した金額です。

(注2) 行政処分等に伴う返還決定については、介護保険サービスに係る行政処分（指定の全部効力停止1か月）2件と、障害福祉サービスに係る改善勧告によるものです。

3 平成28年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管の社会福祉法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を柱にした改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立しました。国の動向を注視しながら情報収集に努め、所管する法人に対して平成28年4月1日施行分の速やかな実施と、平成29年4月1日施行分の円滑な制度開始に向け、指導監査を通じて支援するとともに、新制度に係る説明会を実施します。

さらに、施設運営においては職員による利用者への虐待防止のための取組を確認し、支援します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

実施方針における重点項目に変更はありませんが、集団指導を強化し、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底を行うとともに、苦情・通報等に対応した実地指導、監査を実施し、利用者への適切なサービスの提供を支援します。

10 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年2月18日～平成28年6月2日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年2月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(4件) 2 児童福祉法第33条の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(4件)
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成28年2月22日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他13名
4 諮問事項	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」にかかる臨時の駐車場について 2 UDイベントマニュアルの作成(改訂)について 3 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の現状について 4 障害者差別解消法と県の取組について 5 バリアフリー観光の取組について 6 駅舎のバリアフリー化について 7 平成28年度予算について
5 調査審議結果	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」にかかる臨時の駐車場について審議を行い、取組を進めていくことが了承された。 2 UDイベントマニュアルの作成(改訂)について審議を行い、改訂作業を進めていくことが了承された。 3 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の現状について報告を行った。 4 障害者差別解消法と県の取組について報告を行った。 5 バリアフリー観光の取組について報告を行った。 6 駅舎のバリアフリー化について報告を行った。 7 平成28年度予算について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月22日
3 委員	議長 東 俊策 委員 桑原 浩 他13名
4 諮問事項	桑員区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	桑員区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月22日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 羽根 靖之 他15名
4 諮問事項	伊勢志摩区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	伊勢志摩区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成28年2月23日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 濱田 正行 他12名
4 諮問事項	1 三重県がん診療連携準拠点病院の指定について 2 三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）の進捗について 3 平成27年度がん対策の取組状況について 4 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）」におけるがん対策について
5 調査審議結果	1 三重県がん診療連携準拠点病院の指定について説明し、協議を行った。 2 三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）の進捗について説明し、意見交換を行った。 3 平成27年度がん対策の取組状況について説明し、意見交換を行った。 4 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）」におけるがん対策について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年2月24日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他15名
4 諮問事項	三泗区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	三泗区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成28年2月29日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立及び解散について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立及び解散について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療介護総合確保懇話会
2 開催年月日	平成28年3月1日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他16名
4 諮問事項	医療介護総合確保法に基づく平成28年度県計画案について
5 調査審議結果	医療介護総合確保法に基づく県計画へ盛り込む事業案(医療分及び介護分)について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 周産期医療部会
2 開催年月日	平成28年3月7日
3 委員	会長 池田 智明 委員 二井 栄 他14名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）における周産期医療対策に関する進捗について 2 妊産婦の救急搬送体制について 3 次期保健医療計画の反映に向けた検討事項等について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（周産期医療対策）について審議を行い、承認された。 2 妊産婦の救急搬送体制について審議を行い、承認された。 3 次期保健医療計画の反映に向けた検討事項等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成28年3月7日
3 委員	委員長 他12名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	准看護師試験の不適切問題の確認と合格基準の審議を行い、合格者を決定した。
5 調査審議結果	不適切問題が1題あったが、合否に影響はなく、受験者211名のうち、合格者211名を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年3月8日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他12名
4 諮問事項	東紀州区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	東紀州区域の2025年にめざすべき医療提供体制の方向性等について議論を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成28年3月10日
3 委員	部会長 齋藤 洋一 委員 森川 将行 他18名
4 諮問事項	1 三重県の自殺の現状について 2 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について 3 平成28年度自殺対策の取組について
5 調査審議結果	1 三重県の自殺の現状について報告し、意見交換を行った。 2 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況を報告し、意見交換を行った。 3 平成28年度自殺対策の取組について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成28年3月11日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委員 青木 重孝 他12名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）におけるへき地医療対策に関する進捗について 2 医師・看護職員確保の現状と今後の対策について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（へき地医療対策）について審議を行い、承認された。 2 県における医師・看護職員確保の取組状況と今後の対策について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成28年3月14日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 伊藤 順子 他14名
4 諮問事項	1 障害者差別解消法について 2 三重県障害者自立支援協議会開催報告について 3 平成28年度三重県障がい者関係予算について
5 調査審議結果	事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 災害医療対策部会
2 開催年月日	平成28年3月14日
3 委員	会長 高瀬 幸次郎 委員 今井 寛 他13名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）における災害医療対策に関する進捗について 2 DMATの養成について 3 内閣府大規模地震時医療活動訓練について 4 伊勢志摩サミットに係る緊急医療体制について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（災害医療対策）について審議を行い、承認された。 2 DMATの養成について報告を行った。 3 内閣府大規模地震時医療活動訓練について報告を行った。 4 伊勢志摩サミットに係る緊急医療体制について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成28年3月14日
3 委員	部会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他11名
4 諮問事項	1 教育・保育の実施状況と今後の取組について 2 認定こども園の設置予定と需給調整について 3 平成27年度の現状と課題及び平成28年度の取組方向について
5 調査審議結果	教育・保育の実施状況、認定こども園の設置予定と需給調整、平成27年度の現状と課題及び平成28年度の取組方向について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議 認定こども園認可等部会
2 開催年月日	平成28年3月14日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 宇佐美 直樹 外4名
4 諮問事項	幼保連携型認定こども園の設置認可について
5 調査審議結果	申請のあった者について承認された。（5件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成28年3月15日
3 委員	会長 笠島 茂 副会長 早川 和夫 他16名
4 諮問事項	1 平成27年度の健康づくりに関する各分野の取組について 2 三重の健康づくり基本計画において設定した目標指標の状況について
5 調査審議結果	1 平成27年度の健康づくりに関する各分野の取組について報告し、意見交換を行った。 2 三重の健康づくり基本計画において設定した目標指標の進捗状況等を報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成28年3月15日
3 委員	会長 田中 亜希子 委員 泉 正幸 他14名
4 諮問事項	1 三重県青少年健全育成条例に基づく報告等（有害興行の指定）について 2 平成27年度携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果について 3 青少年健全育成に関する平成28年度の県の取組について 4 みえの子ども白書2016について 5 三重県子ども・若者支援地域協議会の設置について
5 調査審議結果	1 三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について報告した。 2 平成27年度携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果について報告した。 3 青少年健全育成に関する平成28年度の県の取組について報告した。 4 みえの子ども白書2016について報告した。 5 三重県子ども・若者支援地域協議会の設置について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年3月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(3件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成28年3月18日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 齋藤 洋一 他14名
4 諮問事項	1 三重県精神保健福祉審議会部会の設置について 2 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例とアルコール健康障害対策基本計画について 3 精神科救急医療の状況について 4 三重DPATについて 5 精神障がい者アウトリーチ体制構築事業について 6 みえ障害者共生社会づくりプランに基づく、県内精神科病院における地域移行の取組状況について 7 精神疾患にかかる三重県保健医療計画について
5 調査審議結果	上記の事項について、報告を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	平成28年3月23日
3 委員	議長 志田 幸雄 委員 久留原 進 他4名
4 諮問事項	介護保険法に基づく審査請求について
5 調査審議結果	審査請求に係る処分の妥当性等について審議を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	平成28年3月29日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 高橋 恵美子 他1名
4 諮問事項	介護保険法に基づく審査請求について
5 調査審議結果	審査請求に係る処分の妥当性等について審議を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成28年3月29日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他7名
4 諮問事項	1 各部会報告について 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）の進行管理等について 3 地域医療構想について
5 調査審議結果	1 平成27年度における各部会の開催実績等の報告を行った。 2 5疾病・5事業及び在宅医療対策に係る目標の達成状況、取組等について説明し、意見交換を行った。 3 地域医療構想の策定状況について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成28年4月19日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	5名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年4月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年5月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	平成28年6月1日
3 委員	議長 曾我 俊彦 委員 辻井 夕美子 他1名
4 諮問事項	介護保険法に基づく審査請求について
5 調査審議結果	審査請求に係る処分の妥当性等について審議を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 地域・職域連携部会
2 開催年月日	平成28年6月1日
3 委員	部会長 河野 啓子 委員 住田 安弘 他16名
4 諮問事項	1 地域・職域連携について 2 生活習慣病予防及び重症化予防について 3 保険者及び保健所の取組について
5 調査審議結果	1 地域・職域連携について報告し、意見交換を行った。 2 生活習慣病予防及び重症化予防について報告し、意見交換を行った。 3 保険者及び保健所の取組について報告し、意見交換を行った。
6 備考	